平成23年第40回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

１、平成23年第40回岩手町農業委員会総会は、平成23年4月20日、午後１時30分、岩手町役場第４会議室に招集された。

１、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

（１）　報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について
（２）　議案第１号　農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について
（３）　議案第２号　農地法の適用外証明に対する可否の決定について
（４）　議案第３号　特定農用地利用規程の認定に係る意見の決定について

１、本日の出席委員は、次のとおりである。

１番　幅　　清一
２番　三浦　新太郎
３番　岩舘　修一
４番　武田　昭藏
５番　横澤　稔秋
６番　遠藤　幸夫
７番　黒澤　金一
８番　細野　清悦
９番　三浦　博子
10番　千葉　靜子
11番　太布　光則
12番　岩﨑　　明
13番　佐々木　由和
14番　田中　正志
15番　國枝　金一
16番　井戸　ツヨミ
18番　松本　良子(職務代理)
(議長)19番　福島　昭士(会長)

１、本日の欠席委員は、次のとおりである。

17番　澤村　勇次郎

１、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長　　千葉　照雄
農地振興係主幹　　遠藤　信男
副主幹　　川村　祐子

副主任　　山中　寿行

（開会時刻　午後１時30分）

議　　長　ただいまから第40回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。なお、本日の欠席通告者は、17番澤村委員１名であります。

議　　長　会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、当職より指名いたします。３番岩舘委員、６番遠藤委員のご両名にお願いいたします。また、書記は事務局の山中副主任にお願いいたします。

議　　長　本日の総会は、配布してあります報告１件 議案３件の提出があります。お諮りします。報告１件 議案３件を議題とすることにご異議ありませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告１件 議案３件を議題とすることに決定いたしました。

議　　長　報告第１号農地法第18条第６項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　務　局　資料は２ページとなります。農地法第18条の規定による合意解約通知について、です。受付番号１番、土地の所在は、大字土川第３地割、登記地目、畑２筆、面積は3,993㎡、登記地目、原野、１筆、面積は5.06㎡となっております。借受人が大字一方井第６地割の65歳の男性の方です。貸出人が大字一方井第13地割の87歳の男性の方です。解約の理由は、双方合意によるものです。合意年月日は、平成23年３月18日、引渡年月日は平成23年３月31日となっております。３条の賃貸設定となっております。

次に受付番号２番、土地の所在は、大字子抱第３地割、登記地目、田、６筆、面積は8,627㎡となっております。借受人は、盛岡市下太田在住の40歳の男性です。貸出人は、大字子抱第２地割在住の79歳の男性の方です。解約事由は、双方の合意によるものです。合意年月日は、平成23年３月28日、引渡年月日は平成23年３月31日となっております。３条で使用設定となっております。以上です。

議　　長　説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第１号農地法第18条第６項の規定による通知について、異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、報告第１号農地法第18条第６項の規定による通知について、を終わります。

議　　長　議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について、であります。事務局の説明を求めます。

事　務　局　議案第１号農地法第３条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、でございます。ページは４ページをご覧願います。受付番号が１番、土地の所在は大字土川第４地割、登記地目、畑、譲受人が大字土川第４地割の45歳の女性の方です。譲渡人が大字土川第４地割の79歳の男性の方です。理由は、娘さんへの贈与です。譲受人の耕作面積は、12,049㎡、家族数が５人、耕作者数は３人になっております。位置につきましては４ページをご参照ください。

（５番横澤委員退室）

次に、農地法第３条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について、でございます。ページは５ページをご覧願います。受付番号２番、土地の所在地は大字五日市第８地割、登記地目、田、面積は2,269㎡、借受人は大字沼宮内第17地割の50歳の男性の方です。貸出人は釜石市の42歳の男性の方です。理由は、町外に居住のため管理できないということです。借受人の耕作面積は30,210㎡、家族数は６人で耕作者数は４人となっております。10ａ当り30kg入玄米２袋納めることになっております。

次に、受付番号３番、土地の所在地は大字五日市第８地割、登記地目、田、面積は4,955㎡、借受人は大字沼宮内第17地割の50歳の男性の方です。貸出人は大字沼宮内第６地割の60歳の男性の方です。理由は兼業による経営縮小です。借受人の耕作面積は、30,210㎡、家族数は６人で耕作者数は４人でございます。10ａ当り30kg入玄米２袋で納めることになっております。

次に、受付番号４番、土地の所在は大字五日市第８地割、登記地目、田、面積は1,311㎡、借受人は大字沼宮内第17地割の50歳の男性の方です。貸出人は、盛岡市

の40歳の男性の方です。理由は、町外に居住のため管理出来ないということです。借受人の耕作面積は、30,210㎡家族数は６人で耕作者数は４人です。10ａ当り30kg入玄米２袋で納めることになっております。

次に、受付番号５番、土地の所在地は大字土川第３地割、登記地目、畑２筆、登記面積合計3,993㎡、原野１筆、面積5.06㎡借受人は、大字土川第８地割の61歳の男性の方です。貸出人は、大字一方井第13地割の87歳の男性の方です。理由は、高齢によるためとなっております。借受人の耕作面積は25,022㎡です。家族数は４人で、耕作者数は２人です。料金は、総額40,000円です。

次に受付番号６番、土地の所在地は大字子抱第３地割登記地目、田６筆、面積は8,627㎡です。借受人は、大字子抱第３地割の61歳の男性の方です。貸出人は、大字子抱第２地割の79歳の男性の方です。理由は、相手方の要望によるものです。借受人の耕作面積は77,351㎡、家族数は4人、耕作者数は２人です。10ａ当り5,000円の賃貸借になります。資料は。６ページから８ページに掲載しておりますのでご参照ください。いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、農業従事の状況、営農計画の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上説明を終わります。なおこの件は、現地調査担当の方からも報告していただきます。

議　　長　説明が終わりました。続いて、現地調査の報告を代表委員からお願いいたします。

７番黒澤委員　受付番号１番から６番の６件については、７番の私から報告いたします。現地確認は、私と６番遠藤委員、８番細野委員、及び事務局２名で確認してまいりました。

受付番号１番について、この場所ですが、下浮島地区の鴫沢から浮島の峠を越えたところです。きれいに耕作をされていた土地でした。その土地を所有者が79歳と老齢のために、すぐ隣に嫁いだ娘さんに贈与するということです。娘さんは隣に住んでいる関係で、今までも実家の農業を手伝ってきた訳です。

次に、受付番号２番から４番についてですが、これは、沼宮内の新町地区の自動車整備工場の北側に位置して、国道４号線と沼宮内のバイパスに隣接する場所にあります。圃場は立派に管理をされておりました。その土地については、町外に居住して管理が出来ない、或いは兼業による経営縮小によって農業が出来ないので貸し出すということです。

次に、受付番号５番について、これは鴫沢地区です。ここも、きれいに圃場が管理されておりまして、先程の合意解約した物件です。隣の畑を耕作をしている方に、借りていただくことになりました。借受人は、野菜と水稲を中心に担い手として立派に経営しているという内容です。

受付番号６番についてですが、これは横田地区で場所は横田・岩崎線の横田と久保集落の間に位置します。現況は、水稲を作付している場所と、既に草地に利用し

ていてきれいに管理されている場所です。この土地につきましても、報告第１号で双方解約をした場所です。解約をしたことによって新たに貸出人が高齢でもあり耕作できないので、担い手である酪農、水稲を中心として営農している借受人に貸したいということです。受付番号１番から６番まで、以上６案件につきましては、調査の結果、土地の利用状況、計画の内容いずれの法令等の審査基準に遵守しており、現地の状況、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番岩崎委員　このように、貸し借りしている場合借りた人が、借りた分の半分を減反する訳でですか。毎年、減反がこのように届出がある場合は、減反数が増えていき、町全体の減反数が毎年増えていくということですか。それでいいのでしょうか。

議　　長　事務局から答弁願います。

事　務　局　　耕作者が移るだけですので減反数は増えていきません。そのままの現況で借りるようになります。減反については、強制ではありません。

議　　長　ほかにございませんか。

(なしの声)

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第１号農地法第３条第１項の規定による許可申請に対する可否の決定について原案のとおり可と決定することについて、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(５番横澤委員入室)

議　　長　続きまして、議案第２号農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明願が提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事　　務　　局　資料は10ページとなります。非農地証明願承認について、です。受付番号は１番、土地の所在は、大字沼宮内第18地割、登記地目、田、面積は719㎡です。申請人は、

大字沼宮内第18地割の60歳の男性の方です。現在の状況は、隣接する宅地が手狭になっていたため、昭和44年頃に農業用倉庫・車庫を建築してしまったということです。今回、分筆や地目変更の手続きをしたいということです。場所につきましては、掲載してありますので、ご参照ください。以上の案件は、いずれも法令等の審査基準に遵守しており、周辺地域との関係も問題ないものと確認しております。以上です。

議　　長　事務局の説明が終わりました。ここで、現地調査の報告を代表委員からお願いします。

７番黒澤委員　受付番号１番について、今回の現地調査は、私、黒澤と、６番遠藤委員と８番細野委員と事務局２名により、確認して参りました。場所については、川原木地区の川原木集落センターの近くです。農地の状況は宅地に続いている場所です。既に昭和44年頃のことで、今から42年も前の話になります。農業用倉庫・車庫として親の代から使用してきている場所です。現地を調査しましたけれども、農業用倉庫は農作業場としてフルに活用しているという建物です。今日も長芋を収穫して長芋の洗浄等の農作業等を行っておりました。確かに農地法上からしますと、違反しているということになる訳ですが、親の代からなので気がつかなかったということでした。農業経営上は作業場・倉庫としても必要な施設でした。そこに通じる道路等についても、以前から舗装等をして使用していたという状況でした。現地は、いずれも法令等の審査基準に遵守しており、農地の状況からみても、周囲の状況からみても問題なく、判断してまいりました。以上です。

議　　長　現地調査の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

議　　長　その他ございませんか。ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第２号農地法の適用外証明に対する決定については、可とすることに、ご異議ございませんか。

（なしの声）

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議　　長　次に議案第３号特定農用地利用規定程の認定に係る意見の決定について、農業経営基盤強化法第23条第１項の規定に基づき、岩手町長より認定申請があった特定農用地利用規定について、農業委員会の意見の決定を求める、の件であります。事務

局の説明をお願いします。

事　務　局　　資料については12ページとなっております。岩手町長から農業委員会会長宛の文書の写しでございます。４月20日までに、意見書の提出をお願いしますということです。

次に、資料の13ページをご覧ください。黒内地区営農組合から町長宛に、当初平成19年６月20日付けで認定を受けた特定農用地利用規程の有効期間を延長するということです。理由は、当初の認定期間内に農用地の利用集積の目標達成が困難であるため平成28年２月19日までの５年間の延長申請となっております。資料18ページからの農業生産法人化等計画書が提出されております。これについては、当初計画で平成23年２月20日までに法人化するという計画でありましたが、利用集積目標面積に届かなかったことにより５年間再度延長して法人化を目指すという計画内容でございます。以上、説明を終わります。

議　　長　以上、別紙について説明がおわりました。何か質問がございましたら、ご発言願います。この件については、黒澤委員さんが詳しく把握しているようですから説明願います。

７番黒澤委員　この件は、当初５年前に計画を立てた訳ですが、思うように農地を確保出来なかったということで、再度延長して基盤強化を図るということでございます。この組合は、一生懸命取り組んでやっております。

議　　長　その他ございませんか。

(なしの声)

議　　長　ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。本件について、可とすることにご異議ございませんか。

(なしの声)

議　　長　異議なしと認め、可とすることに決定いたしました。

議　　長　以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第40回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会時刻　午後２時00分）

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長　　印

３番　　印

６番　　印